

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月31日
【事業年度】	第12期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社Orchestra Holdings
【英訳名】	Orchestra Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 慶郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03 - 6450 - 4307
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 五代儀 直美
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03 - 6450 - 4307
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 五代儀 直美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	4,920,420	5,897,302	7,255,145	9,339,152	11,825,546
経常利益 (千円)	298,647	363,100	456,670	534,549	683,279
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	199,036	241,190	326,654	274,800	435,602
包括利益 (千円)	197,497	241,164	326,653	270,599	514,917
純資産額 (千円)	539,672	783,319	1,111,220	1,349,006	1,885,148
総資産額 (千円)	1,582,363	2,168,856	2,702,188	3,762,279	4,689,089
1株当たり純資産額 (円)	64.19	92.41	128.77	147.79	186.23
1株当たり当期純利益 (円)	25.12	28.55	38.45	31.63	47.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	21.09	24.66	33.30	28.03	44.39
自己資本比率 (%)	34.1	36.0	41.1	35.9	38.9
自己資本利益率 (%)	57.4	36.5	34.5	22.3	27.4
株価収益率 (倍)	25.9	36.9	21.8	38.4	45.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	258,313	145,380	631,840	372,955	660,486
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,979	331,837	510,840	555,869	62,881
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,109	85,455	47,999	337,960	127,366
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	466,026	365,024	534,024	689,071	1,413,618
従業員数 (名)	85	132	232	276	374
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 - 〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2016年9月14日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、新規上場日から2016年12月末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。
- 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。
- 当社は、2016年6月8日付で普通株式1株につき100株、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高及び営業収益 (千円)	4,924,620	3,050,526	404,071	441,354	618,396
経常利益又は経常損失 () (千円)	305,942	181,862	6,191	817	28,882
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	204,505	120,980	452	9,658	72,096
資本金 (千円)	182,829	183,245	184,707	189,193	194,578
発行済株式総数 (株)	2,101,900	4,229,400	8,629,600	9,156,400	9,789,600
純資産額 (千円)	547,384	669,197	672,522	628,658	537,787
総資産額 (千円)	1,589,971	1,182,055	1,536,903	2,531,342	3,563,331
1株当たり純資産額 (円)	65.11	79.11	77.93	68.66	54.94
1株当たり配当額 (円)	-	-	5.00	6.00	7.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	25.81	14.32	0.05	1.11	7.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	21.67	12.37	0.05	-	-
自己資本比率 (%)	34.4	56.6	43.8	24.8	14.4
自己資本利益率 (%)	58.1	19.9	0.1	-	-
株価収益率 (倍)	25.2	73.6	15,707.5	-	-
配当性向 (%)	-	-	9,383.0	-	-
従業員数 (名)	85	8	10	10	14
[ほか、平均臨時雇用者数] (名)	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]
株主総利回り (%)	-	162.4	129.6	188.5	333.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(119.7)	(98.4)	(113.4)	(118.8)
最高株価 (円)	3,535	4,650	2,289	1,586	2,939
		2,471	1,044		
最低株価 (円)	2,222	2,340	1,400	805	558
		1,953	716		

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 最高・最低株価は、2016年9月14日から2018年12月13日までは東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2018年12月14日以降は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

4. 当社は、2016年6月8日付で普通株式1株につき100株、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第9期の最高・最低株価は株式分割権利落前の最高・最低株価、印は株式分割権利落後の最高・最低株価を、第10期の最高・最低株価は株式分割権利落前の最高・最低株価、印は株式分割権利落後の最高・最低株価を示しております。

5. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2016年9月14日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、新規上場日から2016年12月期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。

6. 第10期の1株当たり配当額には、東京証券取引所第一部市場変更記念2円00銭が含まれております。

7. 第10期の経営指標等が大幅に変動した要因は、2017年7月3日付で会社分割を行い、持株会社体制へ移行したことによるものであります。また、これに伴い、従来「売上高」としておりました表記を「売上高及び営業収益」に変更しております。
8. 第11期の1株当たり配当額には、創立10周年記念2円00銭が含まれております。
9. 第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
10. 第11期及び第12期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
11. 第11期及び第12期の自己資本利益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
12. 第11期及び第12期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2009年6月	Webサイトの企画・制作・運営等を目的として株式会社クリスタライフ（資本金10,000千円）を設立、デジタルマーケティング事業を開始
2010年5月	当社子会社として、株式会社ビズスタイル（2014年3月清算終了）を設立 当社子会社である株式会社ビズスタイルが、有限会社ビズスタイルよりSEM（注1）コンサルティング事業を譲受（注4）、運用型広告サービス及びSEOコンサルティングサービスを開始
2011年6月	本社を渋谷区恵比寿一丁目に移転
2012年3月	株式会社クリスタライフから株式会社デジタルアイデンティティに商号変更
2012年5月	当社子会社である株式会社ビズスタイルより当社にデジタルマーケティング事業を譲受 当社子会社として、株式会社ディ・アイ・メディア（2014年6月清算終了）を設立
2012年7月	本社を渋谷区広尾一丁目に移転
2012年11月	ライフテクノロジー事業（現 プラットフォーム事業）において、自社アプリの企画・開発・運用を開始
2013年7月	本社を渋谷区恵比寿南一丁目に移転
2013年11月	ソラソル株式会社よりクリエイティブサービスに係る事業を譲受
2014年2月	株式会社ディ・アイ・メディアより当社にインターネット広告運用・管理業務を移管
2015年10月	当社子会社として、株式会社DI Continentsを設立
2016年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2017年6月	株式会社あゆたを連結子会社化 当社子会社として、株式会社Orchestra Investmentを設立
2017年7月	当社のグループ会社の経営管理事業を除く一切の事業を、新設の株式会社デジタルアイデンティティ、株式会社ライフテクノロジー（2019年5月 株式会社Sharing Innovationsを存続会社として吸収合併）に承継させる新設分割を行い、持株会社体制に移行。当社の商号を株式会社Orchestra Holdingsに変更
2018年4月	株式会社エス・エス・アヴェニュー（2019年10月清算終了）を連結子会社化
2018年7月	当社子会社である株式会社あゆたが株式会社Sharing Innovationsに社名変更
2018年12月	東京証券取引所第一部に株式を上場
2019年1月	株式会社クラフトリッジ（2020年3月清算終了）を連結子会社化
2019年4月	株式会社ワン・オー・ワンを連結子会社化
2019年5月	当社子会社である合同会社カルテットを組織変更し、株式会社Concerto Partnersを設立
2020年5月	Mulodo Vietnam Co., Ltd.（現 SHARING INNOVATIONS VIETNAM Co.,Ltd.）を連結子会社化
2020年10月	当社子会社として、株式会社クラウドアーチを設立
2021年3月	当社子会社である株式会社Sharing Innovationsが、東京証券取引所マザーズに株式を上場

（注）1．SEMとは、Search Engine Marketingの略で、SEO（注2）やリスティング広告（注3）を含む検索エンジン上のマーケティングのことを指します。

2．SEOとは検索エンジン最適化（Search Engine Optimization）の略称で、検索エンジンに対して、Webサイトを正しく認識して貰えるように、企業のWebサイトを最適化することを指します。

3．リスティング広告はマーケティング手法の一つであり「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジンでユーザーがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法のことを指します。

4．株式会社ビズスタイルは、SEMコンサルティング事業を有限会社ビズスタイルから事業譲受することを目的として設立された当社子会社であり、有限会社ビズスタイルと株式会社ビズスタイルを含む当社グループとは、資本関係及び人的関係はございません。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社11社（株式会社デジタルアイデンティティ、株式会社Sharing Innovations、株式会社Orchestra Investment、株式会社ワン・オー・ワン、株式会社Concerto Partners、株式会社クラウドアーチ等）により構成されております。

当社グループの事業は、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「デジタルマーケティング事業」、「その他」の3つのセグメントに分かれており、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) デジタルトランスフォーメーション事業

デジタルトランスフォーメーション事業においては、システム開発・アプリ開発を行うシステムソリューション、クラウドサービスの導入支援を行うクラウドインテグレーション等を行っております。デジタルトランスフォーメーション事業の事業領域においては、技術革新が絶え間なく行われており、近年AI（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおります。それら新技術に適時に対応していくために、新サービスの開発やサービスラインナップの充実を図ることで、世の中の技術革新に対応したサービスを提供しております。

(2) デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業においては、運用型広告サービス、SEOコンサルティングサービス、クリエイティブサービス等を行っており、クライアント企業のデジタルマーケティング施策に関するトータルソリューションを提供しております。今後も、ウェアラブルデバイスやIoTなどの新たなテクノロジーにより、複雑・多様化していく消費者との接触ポイントに併せて、最適なソリューションを提供して参ります。

(3) その他

プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、「チャットで話せる占いアプリ - ウララ」を主力とする占いを主要カテゴリーとしたネイティブアプリの企画・開発・運営を中心に行っており、Apple Inc.の運営する「App Store」及びGoogle Inc.の運営する「Google Play」等の配信プラットフォーム及びアプリ以外のブラウザを通じて、スマートフォンユーザーに提供しております。

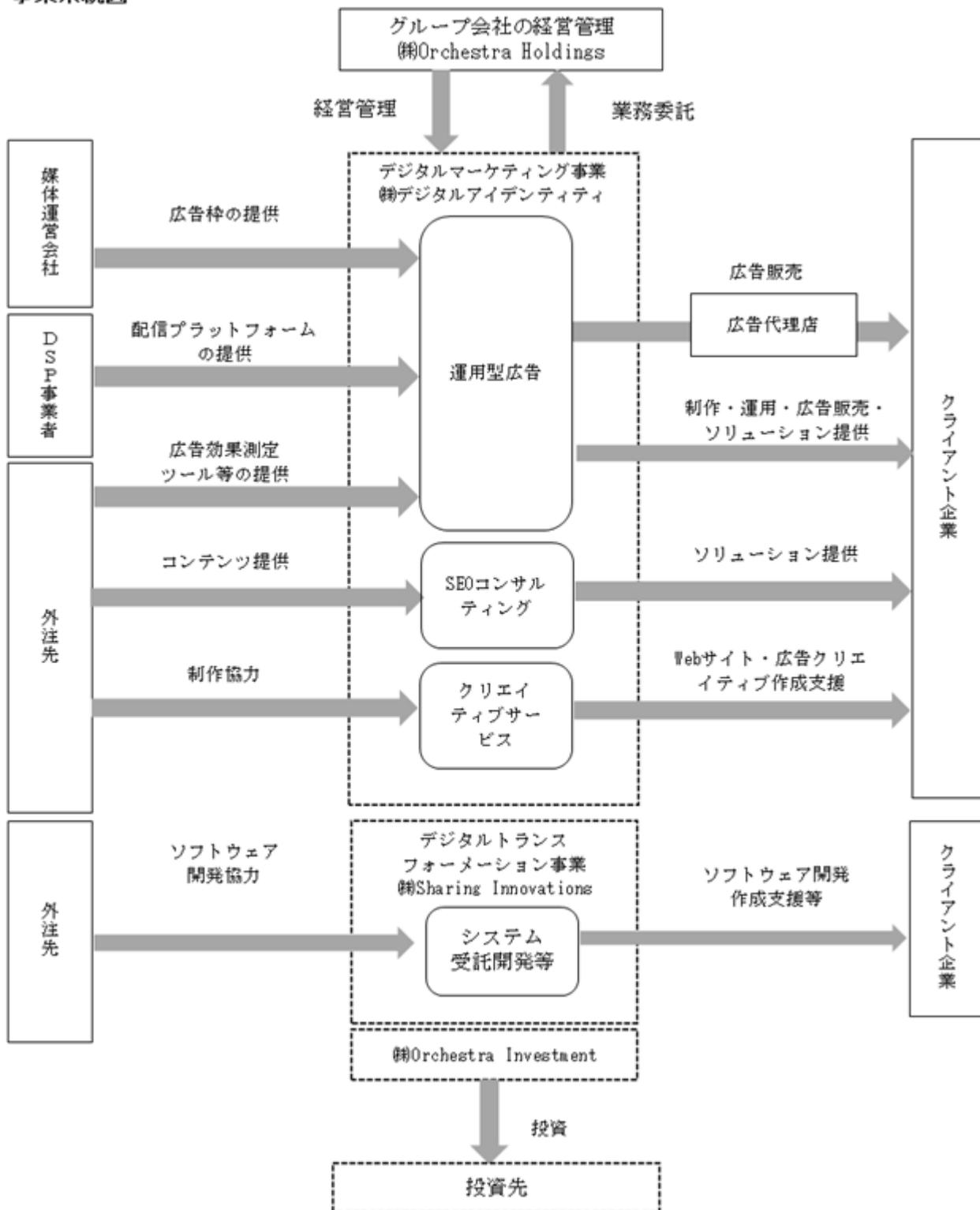
新規事業等

企業ビジョンである、創造の連鎖を繋げるべく、成長性・収益性の高い新事業領域への投資を進めており、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売等に取り組んでおります。

〔事業系統図〕

事業の系統図は、次のとおりであります。

事業系統図



(注) 連結子会社である株式会社ワン・オー・ワン及び他7社については、重要性の判断により事業系統図では記載を省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社デジタルアイデンティティ (注)2、5	東京都渋谷区	110,000	デジタルマーケティング事業	100.0	資金の借入 役員の兼務2名
株式会社Sharing Innovations (注)2、3、6	東京都渋谷区	330,500	デジタルトランスフォーメーション事業	100.0	役員の兼務2名
株式会社Orchestra Investment	東京都渋谷区	47,000	投資事業	100.0	資金の貸付 役員の兼務4名
株式会社ワン・オー・ワン (注)2	東京都渋谷区	51,800	ソフトウェア開発販売及びクラウドサービス事業	100.0	資金の貸付 役員の兼務1名
株式会社Concerto Partners	東京都渋谷区	16,000	M&Aプラットフォーム事業	100.0	資金の貸付
株式会社クラウドアーチ (注)2	東京都渋谷区	50,000	クラウド型コンタクトセンター事業	60.0	役員の兼務1名
その他5社					

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称等を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券報告書の提出会社であります。

4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5. 株式会社デジタルアイデンティティについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

6. 株式会社Sharing Innovationsについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
デジタルトランスフォーメーション事業	222
デジタルマーケティング事業	123
その他	15
全社(共通)	14
合計	374

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。
2. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
3. 当連結会計年度中において従業員数が98名増加しております。主な理由は、当社子会社である株式会社 Sharing Innovationsが2020年5月26日にMulodo Vietnam Co., Ltd.(現: SHARING INNOVATIONS VIETNAM CO.,LTD.)の持分を取得し完全子会社化したことや、事業の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
14	33.3	1.3	6,033

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は持株会社のため、特定のセグメントに属していません。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、企業ビジョンである「創造の連鎖」の実現を目指し、デジタルマーケティング事業、デジタルトランスフォーメーション事業への展開など、成長が見込まれる市場において、事業領域を拡大、展開して参りました。

今後もM&Aによる事業の拡大や新規事業への投資等を中心に、成長分野へ積極的に挑戦し続け、企業価値の継続的な向上を目指して参ります。

(2) 経営戦略等

デジタルトランスフォーメーション(DX)のトレンドが急速に進展する中で、デジタルトランスフォーメーション事業では優秀な人材確保、育成による開発体制の拡充により、事業の拡大を更に推進してまいります。

デジタルマーケティング事業においては、成長する広告市場の需要を確実に取り込み、継続的な成長を目指してまいります。

その他の事業においては、成長性・収益性が高いと見込まれる新規事業への投資を進め、収益機会の拡大を図ってまいります。

(3) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境としては以下のとおりです。

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には45万人程度までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。(出所:経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」)

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業が増える他、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行によって、「テレワークの導入」「デジタルビジネスの強化」などの喫緊の業務課題を解決するためにパブリッククラウドサービスを活用する企業も増加しております。2020年においては、緊急事態宣言下における一時的なIT投資の抑制、プロジェクトの遅延等の影響により、前年比15.3%増の1兆89億に留まると予測されているものの、2019年～2024年の年間平均成長率は18.6%で推移し、2024年の市場規模は2019年比2.4倍の2兆567億円になると予測されております。(出所:IDCJapan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場 産業分野別予測、2020年～2024年」)

デジタルマーケティング領域においては、2020年のインターネット広告市場が2兆2,290億円(前年比5.9%増:株式会社電通発表)となり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による一時的な広告出稿の手控え等があったものの、他メディアよりも早く回復基調となることで、市場は拡大を続けております。またインターネット広告市場のうち、当社グループの主力サービスである運用型広告市場についても1兆4,558億円(前年比9.7%増:株式会社電通発表)とコロナ禍においても伸長を続けており、広告のデジタル化の流れは今後も続いていくものと判断しております。

このような環境のもと、デジタルトランスフォーメーション事業においては、引き続きクラウドインテグレーション分野の強化を進めるとともに、人材採用による開発体制の拡充、海外展開を進める等、当社グループにおける成長事業としての確立を推進してまいりました。デジタルマーケティング事業においては、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともに、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制を強化してまいりました。その他の事業では、プラットフォーム事業における新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行うほか、新規事業への成長投資を行ってまいりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

1. デジタルトランスフォーメーション事業

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はIoT（注1）やVR（注2）の進展、AI（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおります。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

- (注) 1. IoTとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。
2. VRとは、Virtual Realityの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

2. デジタルマーケティング事業

マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、デジタルトランスフォーメーション事業との連携により、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2020年のインターネット広告市場が2兆2,290億円（前年比5.9%増：株式会社電通発表）となり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による一時的な広告出稿の手控え等があったものの、他メディアよりも早く回復基調となることで、市場は拡大を続けております。またインターネット広告市場のうち、当社グループの主力サービスである運用型広告市場についても1兆4,558億円（前年比9.7%増：株式会社電通発表）とコロナ禍においても伸長を続けております。

このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

3. 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。

かかる課題に対して、当社グループでは市場調査を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。なお、デジタルトランスフォーメーション事業においては、当社子会社の株式会社Sharing Innovationsがベトナム社会主義共和国にシステム開発を行う子会社を1社有しております。

4. 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを發揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進して参ります。

5. 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進して参ります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めて参ります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが重視している経営指標は、売上高、営業利益及び営業利益率であります。事業拡大と収益率向上により企業価値の向上と株主価値の向上を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

市場動向について

当社グループは、デジタルマーケティング事業に続き、デジタルトランスフォーメーション事業を展開する等、成長市場において新たに事業を展開していくことで成長を続けております。

各事業については、成長が今後も見込まれるものと判断しておりますが、何らかの事情により、市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、経済情勢や市場環境の変化等を注視するとともに、事業戦略の進捗状況や事業環境の変化等について定期的にモニタリングを行い、環境の変化に応じた事業戦略の見直し等を的確に行うよう対策を講じています。

技術革新について

当社グループは、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の育成と確保に取り組んでおります。しかし、環境変化への対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。また、新技術及び新サービスの開発に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、引き続き、優秀な人材の育成と確保を図りながら、新技術への対応を進めて参ります。

新規事業について

当社グループは事業規模の拡大及び収益基盤の強化のため、今後も新サービスもしくは新規事業の展開に積極的に取り組んで参りますが、これにより、人材採用やシステム開発等の追加的な投資が発生し、安定的な収益を生み出すには時間を要することがあります。また、新サービス、新規事業の展開が当初の計画通りに進まない場合には、投資回収ができなくなる可能性や、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、新規サービスの展開にあたっては、計画段階の精査を行い、随時その進捗及び外部環境の変化を把握することで、将来の収益性を検証し、継続の可否を判断しております。

人材の確保・定着及び育成について

当社グループは、競争力の向上及び今後の事業展開のため、各事業における専門性を有した優秀な人材の確保・定着及び育成が重要であると考えております。しかしながら、優秀な人材の確保・定着及び育成が計画通りに進まない場合や優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約要因になる可能性があります。当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、積極的に優秀な人材の採用を進め、採用した人材及び既存の社員に対し、社内各種制度及び教育制度の充実等の施策を実施しております。

競合について

当社グループの各事業においては、市場に多数の事業者が存在しますが、将来社会情勢の変化などにより関連諸法令の変化に伴う業界再編等が予想されます。このような環境下において、景気後退、同業他社間における価格競争の結果として取引単価が低迷した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、当社グループにおける事業シナジーをより強化していくことで、他社との差別化を図っております。

法的規制について

当社グループでは、様々な分野にわたる法的規制の下で事業及び投資を行っており、その影響を直接的または間接的に受けておりますが、各種法的規制に抵触しないように、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員が遵守すべき法的規制の周知徹底を図り、内部通報制度の導入等によって速やかに法令違反行為等の情報を収集する体制を構築しております。

しかしながら、上記の対応策を講じているにも拘わらず、各種法的規制についての事態が生じた場合、刑事罰を含めた罰則の適用、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

訴訟について

当社グループは、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社グループは、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めており、弁護士事務所と顧問契約を締結し、専門家による適切な助言を受けられる体制を構築する等の対応策を講じております。しかしながら、知的財産権の侵害等の予期せぬトラブルが発生した場合、取引先等との関係に何らかの問題が生じた場合等には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループは、主にインターネット通信を利用してサービスを提供しておりますが、人為的ミス、通信ネットワーク機器の故障、アクセス数の急激な増大、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルス、停電、自然災害、事故等により、システム障害が発生する可能性があります。

当社グループでは、定期的なバックアップや稼働状況の監視等の対応策により事前防止又は回避に努めておりますが、こうした対応にも関わらず、システム障害が発生し、サービス提供に障害が生じた場合、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

媒体運営会社との取引関係に係るリスク

デジタルマーケティング事業は、取引形態の性質上、媒体運営会社からの広告枠の仕入れに依存しているため、媒体運営会社との良好な取引関係維持に努めておりますが、媒体運営会社との取引関係に変化が生じた場合には、広告主にとって集客に最適な広告枠の調達が困難になり、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、媒体運営会社との取引関係維持に努める他、デジタルトランスフォーメーション事業や新規事業等による事業ポートフォリオを構築することで、デジタルマーケティング事業のみに依存しない体制としております。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は302,600株であり、発行済株式総数9,789,600株の3.1%に相当します。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大について

当社グループの従業員に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大した場合、一時的に営業又はサービスを停止するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、現時点での新型コロナウイルス感染症の影響は僅少であり、経営成績及び財政状態への影響は軽微であります。今後新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による経済活動の停滞が長期化することにより、顧客の広告投資、IT投資が減少した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は不確実性が高く見通すことが難しいことから、予期せぬ事態の発生に備え、常に情報収集と有事の際の対応策を準備するとともに、リモートワーク・Web会議の実施により従業員への感染拡大防止策を講じてまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には45万人程度までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所：経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」）

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業が増える他、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行によって、「テレワークの導入」「デジタルビジネスの強化」などの喫緊の業務課題を解決するためにパブリッククラウドサービスを活用する企業も増加しております。2020年においては、緊急事態宣言下における一時的なIT投資の抑制、プロジェクトの遅延等の影響により、前年比15.3%増の1兆89億に留まると予測されているものの、2019年～2024年の年間平均成長率は18.6%で推移し、2024年の市場規模は2019年比2.4倍の2兆567億円になると予測されております。（出所：IDC Japan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場 産業分野別予測、2020年～2024年」）

デジタルマーケティング領域においては、2020年のインターネット広告市場が2兆2,290億円（前年比5.9%増：株式会社電通発表）となり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による一時的な広告出稿の手控え等があったものの、他メディアよりも早く回復基調となることで、市場は拡大を続けております。またインターネット広告市場のうち、当社グループの主力サービスである運用型広告市場についても1兆4,558億円（前年比9.7%増：株式会社電通発表）とコロナ禍においても伸長を続けており、広告のデジタル化の流れは今後も続いていくものと判断しております。

このような環境のもと、デジタルトランスフォーメーション事業においては、引き続きクラウドインテグレーション分野の強化を進めるとともに、人材採用による開発体制の拡充、海外展開を進める等、当社グループにおける成長事業としての確立を推進してまいりました。デジタルマーケティング事業においては、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともに、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制を強化してまいりました。その他の事業では、プラットフォーム事業における新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行うほか、新規事業への成長投資を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末における財政状態は、資産4,689,089千円（前連結会計年度末比926,810千円の増加）、負債2,803,941千円（前連結会計年度末比390,668千円の増加）、純資産1,885,148千円（前連結会計年度末比536,141千円の増加）となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の売上高は11,825,546千円（前年同期比26.6%増）、営業利益は686,298千円（前年同期比30.0%増）、経常利益は683,279千円（前年同期比27.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は435,602千円（前年同期比58.5%増）となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。

デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT活用用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション等の案件受注が順調に拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,390,696千円（前年同期比35.8%増）、セグメント利益（営業利益）は487,410千円（前年同期比34.0%増）となりました。

デジタルマーケティング事業

当事業においては、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注額の増額や新規取引先の獲得が順調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,955,716千円（前年同期比22.1%増）、セグメント利益（営業利益）は、1,158,936千円（前年同期比29.0%増）となりました。

その他

その他の事業においては、「チャットで話せる占いアプリ - ウララ」を主力としたプラットフォーム事業や、新規事業として、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、M&Aプラットフォーム「Concerto」の開発・運営などに取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は496,774千円（前年同期比33.1%増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント利益（営業利益）は、46,301千円（前年同期比247.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、1,413,618千円（前年同期比724,546千円増）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は660,486千円（前年同期比287,531千円増）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益701,479千円、のれんの償却83,959千円があった一方で、売上債権の増加232,709千円、法人税等の支払209,325千円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は62,881千円（前年同期比492,987千円減）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入68,765千円があった一方で、有形固定資産の取得による支出72,663千円、投資有価証券の取得による支出48,880千円等があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は127,366千円（前年同期比210,593千円減）となりました。これは主に、長期借入れによる収入300,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出196,600千円等があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
デジタルトランスフォーメーション事業	3,379,520	37.4
デジタルマーケティング事業	7,949,250	22.2
その他の	496,774	33.1
合計	11,825,546	26.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社大広九州	-	-	1,563,956	13.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 前連結会計年度の株式会社大広九州に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

財政状態

(資産)

当連結会計年度末における資産は、4,689,089千円（前連結会計年度末比926,810千円の増加）となりました。流動資産は、現金及び預金が1,413,863千円（前連結会計年度末比724,792千円の増加）、受取手形及び売掛金が1,674,888千円（前連結会計年度末比232,709千円の増加）、預け金が145,511千円（前連結会計年度末比63,814千円の減少）となったこと等により、3,365,438千円（前連結会計年度末比838,285千円の増加）となりました。固定資産は、有形固定資産が87,187千円（前連結会計年度末比65,582千円の増加）、無形固定資産が608,172千円（前連結会計年度末比92,879千円の減少）、投資その他の資産が628,291千円（前連結会計年度末比115,822千円の増加）となったことにより、1,323,651千円（前連結会計年度末比88,525千円の増加）となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、2,803,941千円（前連結会計年度末比390,668千円の増加）となりました。流動負債は、買掛金が1,272,728千円（前連結会計年度末比31,554千円の増加）、1年内返済予定の長期借入金が233,360千円（前連結会計年度末比71,780千円の増加）となったこと等により、2,239,073千円（前連結会計年度末比323,980千円の増加）となりました。固定負債は、長期借入金が529,800千円（前連結会計年度末比31,620千円の増加）となったこと等により、564,868千円（前連結会計年度末比66,688千円の増加）となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、資本金が194,578千円（前連結会計年度末比5,385千円の増加）、資本剰余金が121,832千円（前連結会計年度末比5,385千円の増加）、利益剰余金が1,426,921千円（前連結会計年度末比380,664千円の増加）、その他有価証券評価差額金が79,441千円（前連結会計年度末比79,441千円の増加）となったこと等により、1,885,148千円（前連結会計年度末比536,141千円の増加）となりました。

経営成績

(売上高)

売上高の詳細については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、9,315,455千円（前年同期比24.8%増）となりました。主な要因は、デジタルトランスフォーメーション事業、デジタルマーケティング事業における売上高の増加に伴う外注費の増加によるものであります。

以上の結果、売上総利益は2,510,090千円（前年同期比33.9%増）となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、主に人件費の増加により1,823,792千円（前年同期比35.5%増）となりました。

以上の結果、営業利益は686,298千円（前年同期比30.0%増）となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は5,438千円となりました。主に補助金収入2,645千円によるものであります。また、営業外費用は、8,456千円となりました。主に支払利息3,073千円によるものであります。

以上の結果、経常利益は683,279千円（前年同期比27.8%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は投資有価証券売却益の計上により53,165千円となりました。また、特別損失は、投資有価証券評価損及び減損損失の計上により34,966千円となりました。

法人税等を266,386千円、非支配株主に帰属する当期純損失を509千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は435,602千円(前年同期比58.5%増)となりました。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

当社グループの主力事業であるデジタルマーケティング事業においては、順調に拡大を続けるインターネット広告市場の成長率を超える速さで成長させていくとともに、デジタルトランスフォーメーション事業を始めとした、新たなインターネットの潮流を捉えた成長分野へも積極的に挑戦し、企業価値の継続的な向上を目指しております。

当社グループが、将来にわたる持続的な企業価値創造を実現していくためには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の課題に対処していく必要があると認識しております。経営者は常に事業環境の変化に応じて経営資源を最適に配分し、様々な課題に適時適切に対処出来るような組織体制を構築して参ります。

c. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、中長期的な事業拡大と収益率向上による企業価値の向上と株主価値の向上を目指しており、重要な経営指標を売上高、営業利益及び営業利益率としております。

当連結会計年度における経営指標は、売上高11,825,546千円(前期比26.6%増)、営業利益686,298千円(前期比30.0%増)、営業利益率5.8%(前期比0.1ポイント増)であり、引き続き当該指標の向上に邁進していく所存でございます。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度のセグメントごとの財政状態及び経営成績の状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、媒体運営会社からの広告枠の仕入れのほか、人件費、外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、経常的な設備の更新のための増設、改修等を目的とした投資に加え、投資事業における他企業への出資や当社グループ価値向上のためのM&Aなどの成長投資を積極的に行う予定であります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金等の有利子負債の残高は791,160千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,413,618千円となっております。

(3) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。また、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 追加情報」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 追加情報」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
株式会社デジタルアイデンティティ	ヤフー株式会社	日本	ヤフー株式会社が提供する広告サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	自動更新
	Google Inc.	米国	Google Inc.が提供する広告サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	無期限

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額（有形、無形固定資産（のれんを除く））は73,833千円で、主要なものは、その他の事業における本社移転に伴うものであります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	その他	合計	
本社 (東京都 渋谷区)	全社共通	ネットワーク関連 機器及び業務施設 等	63,904	23,177	7,663	-	94,745	14

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

国内子会社については、主要な設備がないため、記載しておりません。

(3) 在外子会社

在外子会社については、主要な設備がないため、記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月31日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	9,789,600	9,789,600	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	9,789,600	9,789,600	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2014年10月14日臨時株主総会決議及び2014年10月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 従業員 41	取締役 5 従業員 41
新株予約権の数(個)	69 (注)1、8	69 (注)1、8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の内容及び数(株)	27,600 (注)1、3、4、5、8	27,600 (注)1、3、4、5、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17 (注)2、3、4、5	17 (注)2、3、4、5
新株予約権の行使期間	2016年10月15日 2024年10月10日	2016年10月15日 2024年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17 資本組入額 8.5 (注)3、4、5	発行価格 17 資本組入額 8.5 (注)3、4、5
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	(注)7

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価格の調整を行う。

3. 2016年5月18日開催の取締役会決議により、2016年6月8日付で、株式分割(1:100)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 2017年11月14日開催の取締役会決議により、2017年12月1日付で、株式分割(1:2)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

5. 2018年8月14日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で、株式分割(1:2)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

6. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行わせることを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
8. 退職等による権利喪失によって、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数が減少しております。

第2回新株予約権（2016年3月28日定時株主総会決議及び2016年3月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 6	取締役 2 従業員 6
新株予約権の数(個)	10(注)1、8	10(注)1、8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の内容及び数(株)	4,000 (注)1、3、4、5、8	4,000 (注)1、3、4、5、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19 (注)2、3、4、5	19 (注)2、3、4、5
新株予約権の行使期間	2018年3月31日 2026年3月26日	2018年3月31日 2026年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19 資本組入額 9.5 (注)3、4、5	発行価格 19 資本組入額 9.5 (注)3、4、5
新株予約権の行使の条件	(注)6	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	(注)7

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価格の調整を行う。

3. 2016年5月18日開催の取締役会決議により、2016年6月8日付で、株式分割(1:100)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
4. 2017年11月14日開催の取締役会決議により、2017年12月1日付で、株式分割(1:2)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
5. 2018年8月14日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で、株式分割(1:2)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
6. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行わせることを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
7. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
8. 退職等による権利喪失によって、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数が減少しております。

第3回新株予約権（2019年5月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 2 当社子会社取締役 7 当社子会社従業員 16	当社取締役 4 当社従業員 2 当社子会社取締役 7 当社子会社従業員 16
新株予約権の数(個)	2,710(注)1、5	2,710(注)1、5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の内容及び数(株)	271,000 (注)1、5	271,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	866 (注)2	866 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年4月1日 2024年3月31日	2020年4月1日 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,433.73 資本組入額 716.865	発行価格 1,433.73 資本組入額 716.865
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価格の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(ア) 2019年12月期から2022年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益の額が10億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50%（行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数は切り捨てる。）。なお、連結営業利益の額については、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における連結営業利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点から当該連結営業利益の額が適用される。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

- (イ) 割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が250億円を超過し、かつ、上記(ア)の条件も充足されている場合(その前後を問わない。): 割当を受けた新株予約権の100%。なお、上記における「当社の時価総額が250億円を超過」とは、当社の現時点における発行済株式数8,631,200株を前提とするものであり、増資など当社の株式数の増加に対応する時価総額の増加分(その額については、当社の取締役会において定めるものとする。)については上記の「超過」には含まれないものとする。
- (2) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権発行時において、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう)の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、定年退職その他当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 退職等による権利喪失によって、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数が減少しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年6月8日 (注)1	1,919,808	1,939,200	-	89,674	-	16,929
2016年9月14日 (注)2	130,000	2,069,200	92,092	181,766	92,092	109,021
2016年10月1日～ 12月31日 (注)3	32,700	2,101,900	1,062	182,829	1,062	110,084
2017年1月1日～ 11月30日 (注)3	12,800	2,114,700	416	183,245	416	110,500
2017年12月1日 (注)4	2,114,700	4,229,400	-	183,245	-	110,500
2018年1月1日～ 2018年8月31日 (注)3	11,600	4,241,000	193	183,438	193	110,693
2018年9月1日 (注)4	4,241,000	8,482,000	-	183,438	-	110,693
2018年9月1日～ 12月31日 (注)3	147,600	8,629,600	1,268	184,707	1,268	111,962
2019年1月1日～ 12月31日 (注)3	526,800	9,156,400	4,486	189,193	4,486	116,448
2020年1月1日～ 12月31日 (注)3	633,200	9,789,600	5,385	194,578	5,385	121,832

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,540円

引受価額 1,416.80円

資本組入額 708.40円

3. 新株予約権の行使によるものであります。

4. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	32	27	25	2	3,366	3,468	-
所有株式数(単元)	-	6,821	5,666	15,812	2,140	7	67,330	97,776	12,000
所有株式数の割合(%)	-	6.98	5.79	16.17	2.19	0.01	68.86	100.00	-

(注) 自己株式は、「単元未満株式の状況」に97株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
中村 慶郎	東京都港区	1,916,400	19.6
佐藤 亨樹	東京都杉並区	1,916,400	19.6
慶キャピタル株式会社	東京都港区港南2丁目5-3	775,200	7.9
TSK capital株式会社	東京都港区港南2丁目5-3	775,200	7.9
脇山 季秋	東京都大田区	390,000	4.0
鈴木 謙司	東京都世田谷区	341,000	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	268,000	2.7
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3-1	225,100	2.3
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	182,200	1.9
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京中央区晴海1丁目8-12	145,000	1.5
計	-	6,934,500	70.8

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,777,600	97,776	-
単元未満株式	普通株式 12,000	-	-
発行済株式総数	9,789,600	-	-
総株主の議決権	-	97,776	-

(注)「単元未満株式」の欄には、自己株式97株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	97	-	97	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施しております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年3月30日 定時株主総会決議	68,526	7.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題であると認識しております。株主・クライアント・取引先等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役5名（代表取締役2名（中村 慶郎氏、佐藤 亨樹氏）、取締役2名（鈴木 謙司氏、五代儀 直美氏）、社外取締役1名（若松 俊樹氏））で構成され、代表取締役社長の中村 慶郎氏を議長として、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名（常勤監査役1名（中島 由紀子氏）、非常勤監査役2名（杉浦 直樹氏、岩波 竜太郎氏））で構成され、常勤監査役の中島 由紀子氏を議長として、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時で開催しております。

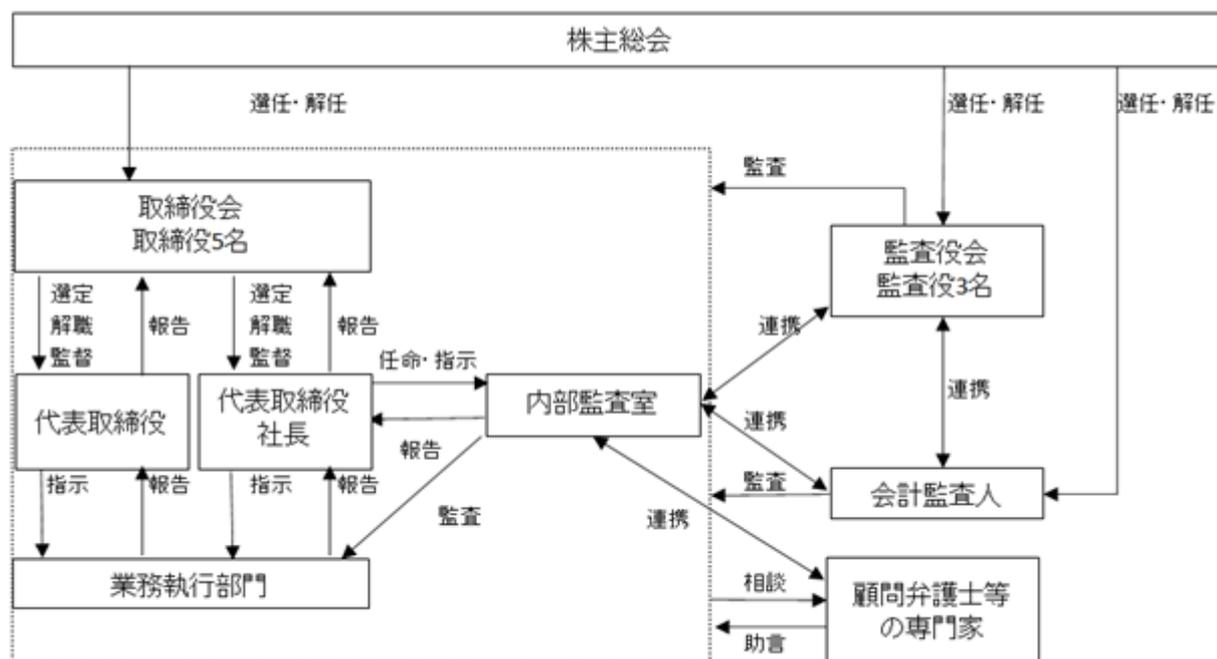
監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

d. 会社の機関・内部統制の関係

当社の機関・内部統制の関係を図示すると以下のとおりであります。



e. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役会は、客観的で広範かつ高度な見識を持つ1名の社外取締役が在籍しております。監査役会は、取締役会から独立し、かつ3名の社外監査役により、業務執行に対する監督・監査を行っております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

企業統治に関するその他の事項

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、各種規程を制定したうえ、2015年11月4日付取締役会決議によって内部統制に関する基本方針を策定し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

a. 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築しております。
- (b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。
- (c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図ります。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は適時適切に対応いたします。
- (d) 当社は、内部監査室を設置して、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施いたします。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施いたします。
- (e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

b. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理しております。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規定に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

- (a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定めております。
- (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行います。
- (c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保いたします。
- (b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとしたいたします。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとしたいたします。

g. 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

(b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりといたします。

- ・重要な機関決定事項
- ・経営状況のうち重要な事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
- ・その他、重要事項

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものといたします。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理いたします。

i. その他監査役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、監査役職務の遂行にあたり、当社各部門およびグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力いたします。

(b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げません。

(c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めるものといたします。

j. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものといたします。

2. リスク管理体制の整備の状況

当社は、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて社内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容はコンプライアンス担当部門により適時適切に対応することとしております。

また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

なお、当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制の更なる充実を図るため、社長直轄の組織として「コンプライアンス委員会」を設置しており、3ヶ月に一回の定期的な開催を行っております。

剰余金の配当等の決定

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名、女性2名（役員のうち女性の比率25%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	中村 慶郎	1974年10 月22日	1998年4月 野村證券(株)入社 1999年4月 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメン ト(株)入社 2001年3月 バンクオブアメリカN A入社 2005年7月 ロンドン大学経営学修士課程修了 2005年9月 日本ロレアル(株)入社 2009年6月 当社設立、取締役就任 2010年5月 (株)ビズスタイル取締役就任 2011年2月 (株)ビズスタイル代表取締役就任 2011年3月 当社代表取締役就任 2015年6月 当社代表取締役社長CEO就任 2017年6月 (株)Orchestra Investment代表取締役就任（現任） 2017年7月 (株)ライフテクノロジー（現 (株)Sharing Innovations）取 締役就任 2017年8月 (株)あゆた（現 (株)Sharing Innovations）代表取締役会長 就任 2018年4月 (株)ライフテクノロジー（現 (株)Sharing Innovations）代 表取締役社長就任 2018年7月 (株)Sharing Innovations 代表取締役CEO就任 2019年1月 (株)Sharing Innovations 取締役会長就任 2019年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2020年10月 (株)クラウドアーチ代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	1,916,400
代表取締役	佐藤 亨樹	1979年3 月1日	2002年4月 (株)大広入社 2009年6月 当社設立 2011年2月 (株)ビズスタイル取締役就任 2011年2月 当社取締役就任 2015年11月 当社取締役COO就任 2016年3月 当社代表取締役COO就任 2017年6月 (株)Orchestra Investment代表取締役就任（現任） 2017年7月 (株)ライフテクノロジー（現 (株)Sharing Innovations）取 締役就任 2018年4月 (株)ライフテクノロジー（現 (株)Sharing Innovations）代 表取締役就任 2018年7月 (株)Sharing Innovations 代表取締役COO就任 2018年12月 (株)ネクシーズグループ取締役就任（現任） 2019年1月 (株)Sharing Innovations 取締役副会長就任 2019年4月 当社代表取締役就任（現任）	(注) 3	1,916,400
取締役	鈴木 謙司	1980年11 月18日	2004年4月 アビームコンサルティング(株)入社 2006年2月 (株)サイバーエージェント入社 2011年9月 (株)ビズスタイル入社 2012年1月 当社入社 2013年1月 アカウントエグゼクティブ部門長就任 2013年3月 当社取締役デジタルマーケティング担当就任（現任） 2017年7月 (株)デジタルアイデンティティ代表取締役社長就任（現 任）	(注) 3	341,000
取締役 CFO	五代儀 直美	1975年8 月26日	1998年4月 野村證券(株)入社 2000年6月 EYトランザクション・アドバイザー・サービス(株)入社 2003年10月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年8月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス (株)入社 2014年9月 当社入社コーポレートマネジメント部門長就任 2014年10月 当社取締役就任 2015年11月 当社取締役CFO就任（現任） 2017年6月 (株)Orchestra Investment取締役就任（現任） 2017年8月 (株)あゆた（現 (株)Sharing Innovations）取締役就任	(注) 3	140,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	若松 俊樹	1977年9月19日	2005年10月 第二東京弁護士会登録 2005年10月 佐藤総合法律事務所入所 2011年6月 ㈱イワキ監査役就任 2016年6月 当社取締役就任(現任) 2019年3月 ニューラルポケット㈱監査役就任(現任) 2019年10月 Saltus法律事務所 代表就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	中島 由紀子	1982年11月24日	2005年4月 ㈱東京組入社 2013年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2018年5月 中島公認会計士事務所 代表就任(現任) 2018年8月 ㈱BitStar 社外監査役就任 2020年3月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	杉浦 直樹	1973年12月7日	1999年4月 野村證券㈱入社 2003年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2005年8月 杉浦公認会計士事務所開設 代表就任(現任) 2008年12月 ㈱アセットプライム 代表取締役就任(現任) 2009年6月 当社監査役就任(現任) 2016年11月 税理士法人アセットプライム 代表社員就任(現任)	(注)4	-
監査役	岩波 竜太郎	1975年12月17日	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2014年2月 くにうみアセットマネジメント㈱入社 2014年9月 同社執行役員管理本部長就任 2015年5月 岩波公認会計士事務所代表就任(現任) 2016年3月 当社監査役就任(現任) 2016年10月 アイプラスアドバイザー㈱ 代表取締役就任(現任)	(注)4	-
計					4,313,800

(注)1. 取締役若松俊樹は、社外取締役であります。

2. 監査役中島由紀子、杉浦直樹及び岩波竜太郎は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2020年3月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2020年3月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役若松俊樹は、弁護士であり、専門的な法律知識を有しております。社外監査役中島由紀子、杉浦直樹及び岩波竜太郎は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しております。

社外取締役及び社外監査役3名と当社との間には、現在、人的関係、資本関係又は取引関係等の利害関係はございません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

それぞれ専門性・独立性を有しながら、必要に応じて、各々の立場に基づいた情報・意見の交換を行い、適正かつ円滑な業務の遂行を図っています。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査につきましては、1名の常勤監査役と、2名の社外監査役で構成されており、監査役監査計画に定められた内容に基づき、各監査役は定められた業務分担に従って監査を行い、原則として毎月1回開催される監査役会において情報共有を行っております。また、監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

また、常勤監査役の中島由紀子氏、社外監査役の杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏については、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関して相当程度高い知見を有しております。

当事業年度における個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役(社外)	中島 由紀子	100%(10回/10回)
社外監査役	杉浦 直樹	100%(14回/14回)
社外監査役	岩波 竜太郎	100%(14回/14回)

監査役会における主な検討事項及び常勤監査役の活動は以下のとおりであります。

a. 監査役会における主な検討事項

- ・監査方針、監査実施計画
- ・取締役の業務執行状況に関する監査
- ・会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の監査

b. 常勤監査役及び社外監査役の活動状況

- ・取締役会その他重要な会議への出席
- ・代表取締役及び取締役へのヒアリング
- ・内部監査部門との定例ミーティング
- ・主要な支社への往査

内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)が内部監査規程及び内部監査計画に従いグループ内各組織の業務執行および管理状況について、内部監査を実施しております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役社長が主体的に関与しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

7年

c. 業務を執行した公認会計士

根津美香

新居幹也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他監査従事者13名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制が適切で独立性に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を勘案し、総合的に判断しております。

また監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等において会計監査人に解任または不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	-	29,160	-
連結子会社	11,556	-	14,630	1,540
計	35,556	-	43,790	1,540

(注) 連結子会社における非監査業務の内容は、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレターの作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等と協議した上で、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し監査役会の合意を得て代表取締役社長が決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)	
		基本報酬	ストックオプション	賞与		
取締役 (社外取締役を除く。)	129,007	108,000	21,007	-	4	
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	
社外役員	社外取締役	3,000	3,000	-	-	1
	社外監査役	12,600	12,600	-	-	4

ロ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものしております。各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役に一任しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有する株式について、主として株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

(株)Orchestra Investmentにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である(株)Orchestra Investmentの株式の保有状況については以下のとおりです。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当連結会計年度		前連結会計年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	12	207,097	11	267,813
非上場株式以外の株式	2	175,477	-	-

区分	当連結会計年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(33,029)
非上場株式以外の株式	-	53,165	114,510

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

2. 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりです。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応ができるよう体制整備に努めているほか、監査法人他主催の各種セミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	689,071	1,413,863
受取手形及び売掛金	1,442,178	1,674,888
仕掛品	35,253	19,477
預け金	209,325	145,511
その他	151,323	111,696
流動資産合計	2,527,153	3,365,438
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	15,357	64,007
その他(純額)	6,246	23,179
有形固定資産合計	21,604	87,187
無形固定資産		
のれん	677,857	596,312
その他	23,195	11,860
無形固定資産合計	701,052	608,172
投資その他の資産		
投資有価証券	267,813	382,574
繰延税金資産	39,366	37,760
その他	205,289	207,956
投資その他の資産合計	512,469	628,291
固定資産合計	1,235,125	1,323,651
資産合計	3,762,279	4,689,089

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,241,173	1,272,728
短期借入金	-	28,000
1年内返済予定の長期借入金	161,580	233,360
未払法人税等	138,995	196,291
未払消費税等	82,345	134,992
賞与引当金	16,648	34,124
その他	274,348	339,576
流動負債合計	1,915,093	2,239,073
固定負債		
長期借入金	498,180	529,800
その他	-	35,068
固定負債合計	498,180	564,868
負債合計	2,413,273	2,803,941
純資産の部		
株主資本		
資本金	189,193	194,578
資本剰余金	116,447	121,832
利益剰余金	1,046,257	1,426,921
自己株式	102	102
株主資本合計	1,351,796	1,743,231
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	79,441
為替換算調整勘定	-	382
その他の包括利益累計額合計	-	79,824
新株予約権	1,411	26,803
非支配株主持分	4,201	35,289
純資産合計	1,349,006	1,885,148
負債純資産合計	3,762,279	4,689,089

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	9,339,152	11,825,546
売上原価	7,465,144	9,315,455
売上総利益	1,874,007	2,510,090
販売費及び一般管理費		
役員報酬	206,971	233,487
給料及び手当	413,293	542,149
賞与引当金繰入額	6,230	22,795
その他	719,630	1,025,359
販売費及び一般管理費合計	1,346,125	1,823,792
営業利益	527,882	686,298
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	20
還付加算金	1,163	335
補助金収入	8,419	2,645
固定資産売却益	-	1,578
債務勘定整理益	1,228	-
ポイント失効益	-	1,210
その他	263	647
営業外収益合計	11,082	5,438
営業外費用		
支払利息	2,719	3,073
支払手数料	1,556	1,807
為替差損	-	1,361
事務所移転費用	-	1,710
その他	140	504
営業外費用合計	4,415	8,456
経常利益	534,549	683,279
特別利益		
投資有価証券売却益	-	53,165
特別利益合計	-	53,165
特別損失		
減損損失	3,632	3,936
投資有価証券評価損	54,999	33,029
固定資産除却損	2,1429	-
特別損失合計	57,061	34,966
税金等調整前当期純利益	477,487	701,479
法人税、住民税及び事業税	210,392	264,780
法人税等調整額	3,503	1,605
法人税等合計	206,888	266,386
当期純利益	270,599	435,093
非支配株主に帰属する当期純損失()	4,201	509
親会社株主に帰属する当期純利益	274,800	435,602

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	270,599	435,093
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	79,441
為替換算調整勘定	-	382
その他の包括利益合計	-	79,824
包括利益	270,599	514,917
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	274,800	515,426
非支配株主に係る包括利益	4,201	509

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合 計			
当期首残高	184,707	111,961	814,604	52	1,111,220	-	-	1,111,220
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の 行使）	4,486	4,486			8,973			8,973
剰余金の配当			43,147		43,147			43,147
親会社株主に帰属する当期 純利益			274,800		274,800			274,800
自己株式の取得				49	49			49
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						1,411	4,201	2,790
当期変動額合計	4,486	4,486	231,652	49	240,576	1,411	4,201	237,786
当期末残高	189,193	116,447	1,046,257	102	1,351,796	1,411	4,201	1,349,006

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	189,193	116,447	1,046,257	102	1,351,796
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	5,385	5,385			10,770
剰余金の配当			54,937		54,937
親会社株主に帰属する当期純利益			435,602		435,602
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,385	5,385	380,664	-	391,434
当期末残高	194,578	121,832	1,426,921	102	1,743,231

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額			
当期首残高	-	-	-	1,411	4,201	1,349,006
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						10,770
剰余金の配当						54,937
親会社株主に帰属する当期純利益						435,602
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	79,441	382	79,824	25,392	39,490	144,707
当期変動額合計	79,441	382	79,824	25,392	39,490	536,141
当期末残高	79,441	382	79,824	26,803	35,289	1,885,148

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	477,487	701,479
減価償却費	18,459	17,630
のれん償却額	76,008	83,959
固定資産売却損益(は益)	-	578
固定資産除却損	1,429	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	53,165
投資有価証券評価損益(は益)	54,999	33,029
減損損失	632	1,936
株式報酬費用	-	25,393
賞与引当金の増減額(は減少)	4,900	14,967
受取利息	6	20
支払利息	2,719	3,073
売上債権の増減額(は増加)	193,772	232,709
たな卸資産の増減額(は増加)	23,424	15,746
預け金の増減額(は増加)	49,457	63,814
その他の流動資産の増減額(は増加)	4,172	42,736
仕入債務の増減額(は減少)	199,224	37,144
未払消費税等の増減額(は減少)	44,272	57,798
その他の流動負債の増減額(は減少)	29,989	58,146
その他	373	2,483
小計	489,683	872,864
利息の受取額	6	20
利息の支払額	2,572	3,073
法人税等の支払額	114,162	209,325
営業活動によるキャッシュ・フロー	372,955	660,486
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	50,778	48,880
投資有価証券の売却による収入	-	68,765
有形固定資産の取得による支出	747	72,663
有形固定資産の売却による収入	-	578
無形固定資産の取得による支出	14,710	1,170
貸付けによる支出	21,813	16,017
敷金及び保証金の差入による支出	114,923	11,137
敷金及び保証金の回収による収入	70	8,832
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 352,966	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	8,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	555,869	62,881
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	230,000	28,000
長期借入れによる収入	800,000	300,000
長期借入金の返済による支出	199,289	196,600
自己株式の取得による支出	49	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	8,973	10,770
新株予約権の発行による収入	1,411	-
非支配株主からの払込みによる収入	-	40,000
配当金の支払額	43,085	54,803
財務活動によるキャッシュ・フロー	337,960	127,366
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	424
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	155,046	724,546
現金及び現金同等物の期首残高	534,024	689,071
現金及び現金同等物の期末残高	1 689,071	1 1,413,618

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

11社

主要な連結子会社の名称

株式会社デジタルアイデンティティ、株式会社Sharing Innovations、株式会社Orchestra Investment、株式会社ワン・オー・ワン、株式会社Concerto Partners、株式会社クラウドアーチ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社クラウドアーチの設立に伴い同社を連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において、連結子会社でありました株式会社クラフトリッジについては、清算したため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

投資有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～38年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（5～10年）で均等償却することとしております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり、ます。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します

（会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に
ついて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開
示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の
充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないた
めに、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」に区分掲記しておりました「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「敷金」に表示していた189,298千円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時点において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点において当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼすものではありませんが、収束時期等については不確定要素が多く、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	22,059千円	32,734千円

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
工具器具備品	-千円	578千円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物	1,429千円	-千円

3 減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
その他 (東京都渋谷区)	事業用資産	その他無形固定資産

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業用資産のうち、資産の収益性の低下により投下額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(632千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、ソフトウェア556千円及び商標権76千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能額を零としております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
その他 (東京都渋谷区)	事業用資産	その他無形固定資産

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業用資産のうち、資産の収益性の低下により投下額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,936千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、ソフトウェア1,936千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	-	167,675
組替調整額	-	53,165
税効果調整前	-	114,510
税効果額	-	35,068
その他有価証券評価差額金	-	79,441
為替換算調整勘定：		
当期発生額	-	382
その他の包括利益合計	-	79,824

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)1.2.	8,629,600	526,800	-	9,156,400
合計	8,629,600	526,800	-	9,156,400
自己株式				
普通株式 (注)2.	53	44	-	97
合計	53	44	-	97

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加526,800株は、ストックオプションの権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	19
連結子会社	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	1,391
	合計	-	-	-	-	-	1,411

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	43,147	5.00	2018年12月31日	2019年3月28日

(注) 2019年3月27日定時株主総会による1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	54,937	利益剰余金	6.00	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 2020年3月27日定時株主総会による1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	9,156,400	633,200	-	9,789,600
合計	9,156,400	633,200	-	9,789,600
自己株式				
普通株式	97	-	-	97
合計	97	-	-	97

(注) 普通株式の発行済株式数の増加633,200株は、ストックオプションの権利行使による増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	25,412
連結子会社	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	1,391
	合計	-	-	-	-	-	26,803

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	54,937	6.00	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 2020年3月27日定時株主総会による1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	68,526	利益剰余金	7.00	2020年12月31日	2021年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	689,071千円	1,413,863千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	245
現金及び現金同等物	689,071	1,413,618

2 前連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに株式会社クラフトリッジを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	299,327 千円
のれん	281,633
流動負債	233,961
新規連結子会社の株式の取得価額	347,000
新規連結子会社の現金及び現金同等物の残高	69,975
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	277,024

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、純投資目的及び事業推進目的で保有している株式であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金や投資計画に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。(注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	689,071	689,071	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,442,178	1,442,178	-
(3) 預け金	209,325	209,325	-
(4) 投資有価証券	-	-	-
資産計	2,340,575	2,340,575	-
(1) 買掛金	1,241,173	1,241,173	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 未払法人税等	138,995	138,995	-
(4) 未払消費税等	82,345	82,345	-
(5) 長期借入金()	659,760	653,654	6,105
負債計	2,122,275	2,116,169	6,105

() 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,413,863	1,413,863	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,674,888	1,674,888	-
(3) 預け金	145,511	145,511	-
(4) 投資有価証券	175,477	175,477	-
資産計	3,409,740	3,409,740	-
(1) 買掛金	1,272,728	1,272,728	-
(2) 短期借入金	28,000	28,000	-
(3) 未払法人税等	196,291	196,291	-
(4) 未払消費税等	134,992	134,992	-
(5) 長期借入金()	763,160	762,037	1,122
負債計	2,395,172	2,394,049	1,122

() 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 預け金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非上場株式	267,813	207,097

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	687,816	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,442,178	-	-	-
預け金	209,325	-	-	-
合計	2,339,321	-	-	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,412,376	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,674,888	-	-	-
預け金	145,511	-	-	-
合計	3,232,776	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金	161,580	160,080	160,080	160,080	17,940	-
合計	161,580	160,080	160,080	160,080	17,940	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	28,000	-	-	-	-	-
長期借入金	233,360	233,360	225,460	58,020	12,960	-
合計	261,360	233,360	225,460	58,020	12,960	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額267,813千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	175,477	60,966	114,510
	小計	175,477	60,966	114,510
合計		175,477	60,966	114,510

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額207,097千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

前連結会計年度中に売却したその他有価証券はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	68,765	53,165	-
合計	68,765	53,165	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損を54,999千円を計上しております。

当連結会計年度

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損を33,029千円を計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
販売費及び一般管理費	-	25,393

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回新株予約権(2014年10月14日臨時株主総会決議)

会社名	提出会社
決議年月日	2014年10月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 41名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,549,200株(注)1、2
付与日	2014年10月15日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年10月15日～2024年10月10日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行った後の数値となります。

3. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行わせることを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権申込書兼割当契約書に定めるところによる。

第2回新株予約権(2016年3月28日定時株主総会決議)

会社名	提出会社
決議年月日	2016年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 40,000株(注)1、2
付与日	2016年3月29日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年3月31日～2026年3月26日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行った後の数値となります。

3. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行わせることを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権申込書兼割当契約書に定めるところによる。

第3回新株予約権（2019年5月15日取締役会決議）

会社名	提出会社
決議年月日	2019年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 2名 当社子会社取締役 7名 当社子会社従業員 16名
株式の種類及び付与数	普通株式 281,100株（注）1
付与日	2019年5月30日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年4月1日～2024年3月31日

（注）1．株式数に換算して記載しております。

2．新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

（1）2019年12月期から2022年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益の額が10億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50%

割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が250億円を超過し、かつ、上記の条件も充足されている場合（その前後を問わない。）：割当を受けた新株予約権の100%

（2）新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行わせることを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（3）新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（4）新株予約権申込書兼割当契約書に定めるところによる。

第1回新株予約権（2019年6月24日株主総会決議）

会社名	(株)Sharing Innovations
決議年月日	2019年6月24日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 4名 同社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 95,500株（注）1
付与日	2019年6月28日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年6月25日～2029年6月24日

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月2日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行った後の株式数となります。

2．新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

（1）新株予約権発行時において、同社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、同社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（2）新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行わせることを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（3）本新株予約権の行使によって、同社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（4）各新株予約権1個未満の行使を行うことができない。

第2回新株予約権(2019年6月24日株主総会決議)

会社名	(株)Sharing Innovations
決議年月日	2019年6月24日
付与対象者の区分及び人数	受託者 1名(注)1
株式の種類及び付与数	普通株式 284,000株(注)2
付与日	2019年6月28日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月28日~2029年6月27日

(注)1. 新株予約権は、有田佳史を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日において同社が受益者として指定した者に交付されます。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月2日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行った後の株式数となります。

3. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 230円を下回る価格を対価とする同社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)

(b) 230円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における同社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)

(c) 本新株予約権の目的である同社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、230円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

(d) 本新株予約権の目的である同社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における同社普通株式の普通取引の終値が230円を下回る価格となったとき。

(3) 同社または同社関係会社の取締役または従業員もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると同社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、同社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第3回新株予約権（2020年7月15日株主総会決議）

会社名	(株)Sharing Innovations
決議年月日	2020年7月15日
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 1名 同社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 192,800株(注)1
付与日	2020年7月16日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年7月16日～2030年7月15日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月2日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行った後の株式数となります。

2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権発行時において、同社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、同社または同社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、同社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行わせることを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、同社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことができない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年12月期）において存在していたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社 (注)1	提出会社 (注)1	提出会社
決議年月日	2014年10月14日	2016年3月28日	2019年5月15日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	4,800	281,100
付与	-	-	-
失効	-	1,200	10,100
権利確定	-	3,600	-
未確定残	-	-	271,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	658,000	3,200	-
権利確定	-	3,600	-
権利行使	630,400	2,800	-
失効	-	-	-
未行使残	27,600	4,000	-

会社名	(株)Sharing Innovations (注) 2	(株)Sharing Innovations (注) 2	(株)Sharing Innovations (注) 2
決議年月日	2019年6月24日	2019年6月24日	2020年7月15日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	79,500	-	-
付与	-	-	192,800
失効	19,500	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	60,000	-	192,800
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	284,000	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	284,000	-

(注) 1. 2016年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記は分割を反映した数値を記載しております。

2. 2020年12月2日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上記は分割を反映した数値を記載しております。

単価情報

会社名	提出会社 (注) 1	提出会社 (注) 1	提出会社
決議年月日	2014年10月14日	2016年3月28日	2019年5月15日
権利行使価格(円)	17	19	866
行使時平均株価(円)	2,364	1,990	-
付与日における公正な評価 単価(円)	-	-	567.73

会社名	(株)Sharing Innovations (注) 2	(株)Sharing Innovations (注) 2	(株)Sharing Innovations (注) 2
決議年月日	2019年6月24日	2019年6月24日	2020年7月15日
権利行使価格(円)	230	230	690
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	-	4.9	-

(注) 1. 2016年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記は分割を反映した価格を記載しております。

2. 2020年12月2日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上記は分割を反映した価格を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
連結子会社（株式会社Sharing Innovations）

第3回新株予約権

ストックオプション付与日時点において、同社は非公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、収益還元法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

提出会社

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	67,300千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	1,484,894千円

連結子会社（株式会社Sharing Innovations）

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	10,568千円	8,761千円
賞与引当金	5,157	10,449
入会金否認	771	771
未払事業税	9,894	12,821
減損損失	2,423	23
株式評価損否認	19,027	30,108
資産調整勘定	16,122	10,058
取得関連費用	1,531	2,192
税務上の繰越欠損金(注) 2	31,332	53,263
その他	698	3,404
繰延税金資産小計	97,527	131,856
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	31,332	53,263
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	26,829	40,831
評価性引当額小計(注) 1	58,161	94,095
繰延税金資産合計	39,366	37,760
繰延税金資産の純額	39,366	37,760

(注) 1. 評価性引当額が35,934千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社である株式会社ワン・オー・ワンにおいて税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を9,062千円、連結子会社である株式会社Concerto Partnersにおいて税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を12,283千円、連結子会社である株式会社Orchestra Investmentにおいて、将来減算一時差異に関する評価性引当額を11,080千円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	172	-	-	1,156	30,003	31,332
評価性引当額	-	172	-	-	1,156	30,003	31,332
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	172	-	-	1,156	2,400	49,534	53,263
評価性引当額	172	-	-	1,156	2,400	49,534	53,263
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	1.2
住民税均等割	0.4	0.4
法人税額の特別控除額	0.7	2.6
のれん償却額	4.9	3.7
評価性引当額の増減	8.0	5.1
その他	1.3	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3	38.0

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービス

当社は、事業種類別のセグメントから構成されており、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「デジタルマーケティング事業」及びそのいずれにも属さない「その他」の3つを事業セグメントとしております。うち、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「デジタルマーケティング事業」の2つを報告セグメントとしております。

「デジタルトランスフォーメーション事業」は、クラウドインテグレーション、ツール系アプリ開発、その他各種Webシステム開発等を行っております。

「デジタルマーケティング事業」は、運用型広告サービス、SEOコンサルティングサービス、クリエイティブサービスを中心として、これらを提供する顧客のニーズに応じて、その他付加サービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一です。

なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	デジタルト ランスフォー メーション事 業	デジタル マーケティング 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,459,659	6,506,308	8,965,967	373,184	9,339,152	-	9,339,152
セグメント間の内部 売上高又は振替高	37,586	6,958	44,544	-	44,544	44,544	-
計	2,497,245	6,513,266	9,010,512	373,184	9,383,697	44,544	9,339,152
セグメント利益	363,767	898,137	1,261,905	13,340	1,275,246	747,363	527,882
その他の項目							
減価償却費	-	-	-	12,193	12,193	6,266	18,459

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、プラットフォーム事業、新規事業等が含まれております。

2. セグメント利益の調整額 747,363千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。
5. 事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去は調整額の欄において行われています。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	デジタルト ランスフォー メーション事 業	デジタル マーケティング 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,379,520	7,949,250	11,328,771	496,774	11,825,546	-	11,825,546
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,175	6,465	17,641	-	17,641	17,641	-
計	3,390,696	7,955,716	11,346,413	496,774	11,843,188	17,641	11,825,546
セグメント利益	487,410	1,158,936	1,646,346	46,301	1,692,648	1,006,349	686,298
その他の項目							
減価償却費	-	-	-	8,344	8,344	9,285	17,630

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、プラットフォーム事業、新規事業等が含まれております。

2. セグメント利益の調整額 1,006,349千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。
5. 事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去は調整額の欄において行われています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社大広九州	1,563,956	デジタルマーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	連結財務諸表計上額
	デジタルトランスフォーメーション事業	デジタルマーケティング事業			
減損損失	-	-	632	-	632

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	連結財務諸表計上額
	デジタルトランスフォーメーション事業	デジタルマーケティング事業			
減損損失	-	-	1,936	-	1,936

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	デジタルトランスフォーメーション事業	デジタルマーケティング事業			
当期償却額	-	-	-	76,008	76,008
当期末残高	-	-	-	677,857	677,857

(注)「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していないのれんの償却額及び未償却残高であります。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	デジタルトランスフォーメーション事業	デジタルマーケティング事業			
当期償却額	-	-	-	83,959	83,959
当期末残高	-	-	-	596,312	596,312

(注)「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していないのれんの償却額及び未償却残高であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等
前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	147.79円	186.23円
1株当たり当期純利益	31.63円	47.29円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	28.03円	44.39円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	274,800	435,602
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	274,800	435,602
普通株式の期中平均株式数(株)	8,689,204	9,210,763
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,115,582	602,396
(うち新株予約権(株))	(1,115,582)	(602,396)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2019年5月15日開催の取締役会決議による第3回新株予約権新株予約権の数 2,765個 (普通株式 276,500株)	2019年5月15日開催の取締役会決議による第3回新株予約権新株予約権の数 2,710個 (普通株式 271,000株)

(重要な後発事象)

株式会社Sharing Innovationsの上場及びそれに伴う当社所有株式の売出し並びに同社の新株発行について

当社の完全子会社である株式会社Sharing Innovations(以下、Sharing Innovations)は、2021年3月24日に、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。なお、株式上場之际、当社は、当社が所有するSharing Innovationsの普通株式の一部を売出し、また、Sharing Innovationsは、新株発行により資金調達をいたしました。

当社が所有するSharing Innovationsの普通株式の一部売出しについて
子会社の名称、事業内容及び売出しの概要は、次のとおりであります。

イ．子会社の名称	株式会社Sharing Innovations
ロ．事業内容	システム開発ならびにクラウドインテグレーション
ハ．売出株式の種類及び数	引受人の買取引受けによる売出し 普通株式 985,000株
ニ．売却価額	2,807,250千円(1株につき2,850円)
ホ．株式受渡日	引受人の買取引受けによる売出し 2021年3月24日

Sharing Innovationsの公募による新株発行について
公募による新株発行の概要は、次のとおりであります。

イ．募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
ロ．発行する株式の種類及び数	普通株式 50,000株
ハ．発行価格	1株につき 2,850円
ニ．引受価額	1株につき 2,622円 この価額は、Sharing Innovationsが引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
ホ．払込金額	1株につき 2,269.50円 この金額は、会社法上の払込金額であり、2021年3月5日開催のSharing Innovationsの取締役会において決定された金額であります。
ヘ．資本組入額	1株につき 1,311円
ト．発行価格の総額	142,500千円
チ．引受価額の総額	131,100千円
リ．払込金額の総額	113,475千円 この金額は、会社法上の払込金額の総額であります。
ヌ．増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 65,550千円 増加した資本準備金の額 65,550千円
ル．払込期日	2021年3月23日
ヲ．資金の使途	デジタルトランスフォーメーション事業のうち、クラウドインテグレーションの受注増加に対応するための人員増強に充てる予定であります。

Sharing Innovationsの第三者割当増資について

第三者割当増資による新株発行の概要は、次のとおりであります。

イ．募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
ロ．発行する株式の種類及び数	普通株式 25,800株
ハ．割当価格	1株につき 2,622円
ニ．払込金額	1株につき 2,269.50円
ホ．資本組入額	1株につき 1,311円
ヘ．割当価格の総額	67,647千円
ト．増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 33,823千円（上限） 増加する資本準備金の額 33,823千円（上限）
チ．払込期日	2021年4月26日
リ．割当先	株式会社SBI証券
ヌ．資金の用途	「公募による新株発行について ヲ．資金の用途」と同一であります。

翌連結会計年度の連結損益に与える影響額

当社は、上記 及び の取引後、Sharing Innovationsの発行済株式総数の71.6%を引き続き所有していることから、上記 及び の取引は支配関係が継続している子会社の株式の一部売却等に該当いたします。そのため、上記 に係る株式売却益及び上記 に係る持分変動差額は、当社の翌連結会計年度の連結財務諸表上、連結損益計算書への利益の計上ではなく、資本剰余金の増加として計上されることから、本件取引による翌連結会計年度の連結損益に与える影響額は軽微であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	28,000	0.34	-
1年以内に返済予定の長期借入金	161,580	233,360	0.38	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	498,180	529,800	0.38	2022年1月4日～ 2025年4月30日
合計	659,760	791,160	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	233,360	225,460	58,020	12,960

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,860,637	5,551,455	8,494,295	11,825,546
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	220,054	297,728	460,371	701,479
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	136,569	178,872	277,706	435,602
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	14.91	19.53	30.33	47.29

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	14.91	4.62	10.79	16.85

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,968	67,482
売掛金	1,609,311	1,126,331
前払費用	8,805	23,423
関係会社短期貸付金	322,800	217,380
その他	122,713	117,115
貸倒引当金	4,089	11,479
流動資産合計	996,509	1,731,253
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,205	63,904
工具、器具及び備品	6,243	23,177
有形固定資産合計	21,449	87,081
無形固定資産		
ソフトウェア	9,828	7,663
無形固定資産合計	9,828	7,663
投資その他の資産		
関係会社株式	1,318,401	1,547,027
繰延税金資産	6,974	2,951
敷金	178,178	187,353
投資その他の資産合計	1,503,554	1,737,332
固定資産合計	1,534,832	1,832,077
資産合計	2,531,342	3,563,331

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	19,000
1年内返済予定の長期借入金	161,580	233,360
関係会社短期借入金	1,148,000	2,106,640
未払金	1 36,909	1 69,787
未払費用	1 20,070	1 38,621
未払配当金	62	197
未払消費税等	8,002	5,871
未払法人税等	7,812	2,194
預り金	13,923	14,564
賞与引当金	3,750	1,000
流動負債合計	1,400,111	2,491,235
固定負債		
長期借入金	498,180	529,800
関係会社事業損失引当金	4,392	4,509
固定負債合計	502,572	534,309
負債合計	1,902,683	3,025,544
純資産の部		
株主資本		
資本金	189,193	194,578
資本剰余金		
資本準備金	116,448	121,833
資本剰余金合計	116,448	121,833
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	323,099	196,065
利益剰余金合計	323,099	196,065
自己株式	102	102
株主資本合計	628,639	512,375
新株予約権	19	25,412
純資産合計	628,658	537,787
負債純資産合計	2,531,342	3,563,331

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	1,441,354	1,618,396
営業費用	1,243,366	1,262,729
営業利益	4,987	11,332
営業外収益		
受取利息	1,684	1,306
還付加算金	94	-
補助金収入	-	1,000
その他	129	17
営業外収益合計	7,912	4,082
営業外費用		
支払利息	1,10,313	1,18,114
支払手数料	1,556	1,807
事務所移転費用	-	1,710
その他	212	-
営業外費用合計	12,081	21,631
経常利益又は経常損失()	817	28,882
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	4,392	116
関係会社株式評価損	-	34,974
特別損失合計	4,392	35,091
税引前当期純損失()	3,574	63,973
法人税、住民税及び事業税	8,370	4,099
法人税等調整額	2,286	4,023
法人税等合計	6,083	8,122
当期純損失()	9,658	72,096

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	184,707	111,962	111,962	375,905	375,905	52	672,522	-	672,522
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	4,486	4,486	4,486				8,973		8,973
剰余金の配当				43,147	43,147		43,147		43,147
当期純損失（ ）				9,658	9,658		9,658		9,658
自己株式の取得						49	49		49
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								19	19
当期変動額合計	4,486	4,486	4,486	52,806	52,806	49	43,883	19	43,863
当期末残高	189,193	116,448	116,448	323,099	323,099	102	628,639	19	628,658

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	189,193	116,448	116,448	323,099	323,099	102	628,639	19	628,658
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	5,385	5,385	5,385				10,770		10,770
剰余金の配当				54,937	54,937		54,937		54,937
当期純損失（ ）				72,096	72,096		72,096		72,096
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								25,392	25,392
当期変動額合計	5,385	5,385	5,385	127,034	127,034	-	116,264	25,392	90,871
当期末残高	194,578	121,833	121,833	196,065	196,065	102	512,375	25,412	537,787

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕掛品

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～38年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見
積り)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	631,899千円	1,433,954千円
短期金銭債務	26,747	76,738

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	441,354千円	618,396千円
営業費用	420	-
営業取引以外の取引による取引高	14,528	18,180

2 営業費用のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	123,600千円	123,600千円
給料及び手当	50,351	83,365
減価償却費	5,509	9,195
地代家賃	60,987	161,607
支払報酬	48,265	59,754
貸倒引当金繰入額	4,089	7,389
賞与引当金繰入額	3,750	1,000
おおよその割合		
販売費	-%	-%
一般管理費	100.0	100.0

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
子会社株式	1,318,401	1,547,027
計	1,318,401	1,547,027

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	2,395千円	1,829千円
賞与引当金	1,148	306
入会金否認	771	771
未払事業税	757	524
株式評価損否認	1,638	12,349
関係会社株式(会社分割に伴う承継会社株式)	2,501	429
貸倒引当金	1,252	3,515
事業損失引当金	1,345	1,380
その他	467	964
繰延税金資産小計	12,277	22,071
評価性引当額	5,303	19,120
繰延税金資産合計	6,974	2,951
繰延税金資産純額	6,974	2,951

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

株式会社Sharing Innovationsの上場及びそれに伴う当社所有株式の売出しについて

当社の完全子会社である株式会社Sharing Innovations(以下、Sharing Innovations)は、2021年3月24日に、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。なお、株式上場の際し、当社は、当社が所有するSharing Innovationsの普通株式の一部の売出し、また、Sharing Innovationsは、新株発行により資金調達をいたしました。これにより、当社はSharing Innovationsの発行済株式総数の71.6%を引き続き所有することとなります。

本取引の概要につきましては、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

なお、当社は、本取引により、翌事業年度の損益計算書において、子会社株式売却益2,372,179千円を特別利益として計上することとなります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	15,205	50,134	-	1,435	63,904	5,860
	工具、器具及び備品	6,243	22,528	-	5,594	23,177	16,554
	計	21,449	72,663	-	7,030	87,081	22,415
無形固定資産	ソフトウェア	9,828	-	-	2,165	7,663	-
	計	9,828	-	-	2,165	7,663	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	3,750	1,000	3,750	1,000
貸倒引当金	4,089	7,389	-	11,479
関係会社事業損失引当金	4,392	116	-	4,509

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://orchestra-hd.co.jp/ir/stock/publicinfo.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、当社の株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第11期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）2020年3月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年3月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第12期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月15日関東財務局長に提出。

第12期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月14日関東財務局長に提出。

第12期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年3月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年10月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

2020年12月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

2021年3月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月31日

株式会社Orchestra Holdings

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津 美香 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 幹也 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Orchestra Holdingsの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Orchestra Holdingsの2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Orchestra Holdingsが2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月31日

株式会社Orchestra Holdings

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津 美香 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 幹也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Orchestra Holdingsの2020年1月1日から2020年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdingsの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。